

育児休業取得者の代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合の助成金

32. 育児・介護雇用安定等助成金
（両立支援レベルアップ助成金（代替要員確保コース））

育児休業終了後、育児休業取得者を原職又は原職相当職（以下「原職等」といいます。）に復帰させる旨の取り扱いを労働協約又は就業規則に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に、一定額を助成します。

助成内容

平成23年8月31日までに、3か月以上の育児休業取得者の休業期間中に代替要員を3か月以上派遣若しくは雇用により新規に確保し、かつ育児休業取得者を当該休業終了後に原職等に復帰させており、「当該育児休業終了後引き続き雇用保険の被保険者として、6か月以上雇用している場合」に、下表に掲げる額を支給します。

※育児休業の取得期間については、子が1歳から小学校就学の始期に達するまでの子に係る育児休業に準ずる制度を事業主が労働協約又は就業規則に定めている場合、その期間も含まれます。

○原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに労働協約又は、就業規則に規定した事業主

| | 支給対象労働者1人当たり | |
|--|-------------------|---------------|
| | ①支給対象労働者が最初に生じた場合 | 中小企業 |
| | 大企業 | 40万円 [30万円] ※ |
| ②2人目以降の支給対象労働者が生じた場合 ※最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、①と合わせて1事業所当たり1年度10人まで | 中小企業 | 15万円 |
| | 大企業 | 10万円 |

※[]内の金額は、100人以下の労働者を常時雇用し、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

○原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に労働協約又は就業規則に規定している事業主

| | 支給対象労働者1人当たり | |
|-----|---|------|
| | 支給対象労働者が生じた場合 *平成12年4月1日以降、最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業所当たり1年度10人まで | 中小企業 |
| 大企業 | | 10万円 |

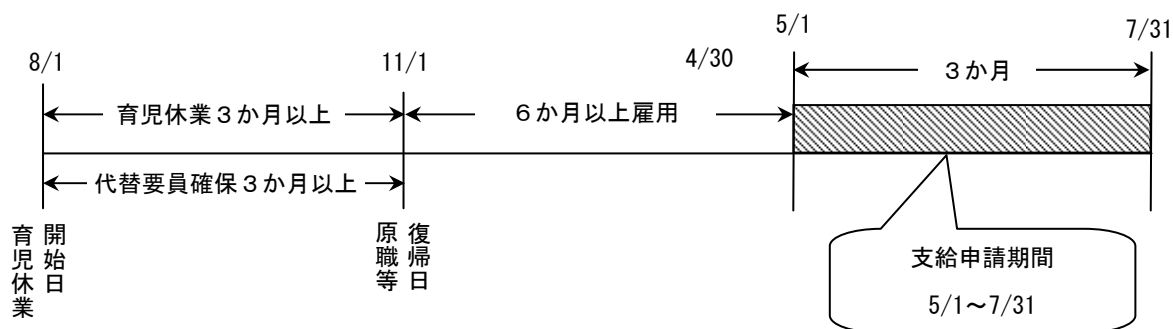
※月数の算定は、算定を開始する日から翌月の同じ日付の前日までを1か月として計算します。ただし、翌月に該当する日がない場合は、その月の末日をもって1か月とし、1か月未満の日数は切捨てとします。

受給手続き

- 支給を受けるには、原職等復帰日から6か月を経過した日の翌日から3か月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を、平成23年8月31日までの間においては財団法人21世紀職業財団地方事務所に提出する必要があります。

※郵送により提出される場合は、簡易書留郵便とし、申請期間末日の消印まで有効です。

【例：育児休業開始日が8月1日の場合】



利用にあたっての注意点

- 育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。
- 100人を超える労働者を常時雇用する事業主は一般事業主行動計画を策定・届出していることが必要です。

※平成21年4月1日以降に一般事業主行動計画を策定・変更した300人を超える労働者を常時雇用する事業主及び平成23年4月1日以降に一般事業主行動計画を策定・変更した100人を超える労働者を常時雇用する事業主は策定・届出に加え、公表し、労働者に周知させる為の措置を講じていることが必要です。

- 支給申請に係る対象労働者を育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には産後休業）の開始日に雇用保険の被保険者として雇用していたことが必要です。
- 原職相当職は、①休業後の職制上の地位が休業前より下回っていないこと、②休業前と休業後の職務内容が異なっていないこと、③休業前、休業後ともに同一事業所に勤務していることが必要です。

※休業前に支給されていた職位に係る手当等が休業後に支給されていない場合は、職制上の地位が同等とはいえません。また、職場復帰後、短時間労働者として新たに雇用契約を締結しており、月給制を時給制に変更する等給与形態が変更されている場合は、対象労働者本人の希望によるものであっても原職相当職とはいえません。

- 3か月以上の育児休業期間とは、連続して1か月以上休業した期間が、合計して3か月以上あることが必要です。また、3か月以上の代替要員を確保した期間とは、対象労働者の産前・産後休業期間中に雇い入れられた場合であっても、対象労働者の育児休業期間中に3か月以上の代替要員の雇用期間がなければ、支給対象となりません。
- 対象労働者の育児休業期間中に、断続的に代替要員が確保された場合は、連続して1か月以上確保された期間が、合計して3か月以上であることが必要です。